

競争入札心得

(総則)

第1条 夕張市が発注する競争入札にあたっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者（入札保証金の納付を免除されている者を除く。）は、入札執行前に、見積った契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ額。）の100分に5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき、このほか夕張市契約規則（以下「契約規則」という。）第6条第2号及び第3号の規定による場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して7日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行または市長の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して7日以上とした当該保証を証する書面を提出して下さい。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の指名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の手換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を手換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

(2) 入札書の入札価格及び性能等を加除訂正した入札

- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしていた入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便による入札
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正行為があった者のした入札
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札
(開札)

第8条 開札は公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせませす。

(再度入札)

第9条 開札の結果、落札に至らなかった場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

- 2 落札者となるべき価格をもって入札した者が2名以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員をもってくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とししない場合があります。

- (1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。

- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

- 2 前項の規定に該当する入札を行った者は、市長の行う調査に協力しなければなりません。

- 3 第1項の規定により、最も有利な入札者を落札者とししない場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とします。

(入札保証金等の返還)

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金及びこれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

- 2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約をしようとするときは、市長の作成した契約書に記名押印の上、落札決定の

通知を受けた7日以内に市長に提出しなければなりません。ただし、市長から契約の締結を保留する旨の通知があった場合は、その指示に従ってください。

~~（夕張市議会の議決事件）~~

~~第14条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により夕張市議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、夕張市議会の議決を得たときは本契約を締結します。~~

~~2 落札決定から本契約の締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、又は解除し、本契約の締結を行わないことができますものとし、この場合において、落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することはできません。~~

~~【注】第14条の規定は、議会の議決に付すべき契約に適用します。~~

~~（落札者と契約の締結を行わない場合）~~

第15条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより、市が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。

2 落札決定から本契約の締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができますものとし、この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することはできません。

（入札保証金等の帰属）

第16条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、市に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積った契約金額（消費税等相当額を含んだ額。）の100分の5に相当する額の違約金を市に納付しなければなりません。

（契約保証金等）

第17条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

（1）保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

（2）保険会社、銀行、その他市長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、市を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

（3）前2号のほか、契約規則第3号から第7号の規定による場合

2 前項第1号の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

3 第1項第2号の公共工事履行保証証券は、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証するものでなければなりません。

4 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

5 契約保証金に代える担保として、銀行、市長の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

（入札保証金等の充当）

第18条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

第19条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取又は入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第20条 前条に定めるもののほか、市長が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第21条 入札参加者とし指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前にあっては、その旨を文書により市長に提出すること。

(2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札執行者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取り扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第22条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

—(王事費内訳書の提出等)—

~~**第23条** 入札執行時に王事費内訳書の提出を求めることがありますので、参加するすべての入札に係る王事費内訳書をあらかじめ作成の上、持参するようにしてください。~~

~~2 王事費内訳書の提出を求めたときは、入札参加者又はその代理人は、王事費内訳書を封書の上、自己の氏名を表記して入札書と同時に提出しなければなりません。~~

~~3 王事費内訳書には、見積用参考資料により示す王事費内訳書様式の項目に対応する金額を記載しなければなりません。~~

~~4 入札参加者又はその代理人は、その提出した王事費内訳書を書換え、引き換え、又は撤回することはできません。~~

~~5 第7条各号に掲げるほか、王事費内訳書が次の各号のいずれかに該当するときは、当該王事費内訳書に係る入札は無効とします。~~

~~—(1) 王事費内訳書の提出がない場合。—~~

~~—(2) 王事費内訳書の記載金額(合計金額)その他当該王事費内訳書の要件が確認できない場合。—~~

~~—(3) 王事費内訳書に記名押印がない場合。—~~

~~—(4) 入札者(代理人をして入札をした場合にあっては当該代理人)以外の者が王事費内訳書を提出した場合。—~~

~~—(5) 王事費内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合。—~~

~~—(6) 見積用参考資料により示す王事費内訳書様式の項目に対応した金額が確認できない場合。—~~

~~6 前項により入札が無効となった場合は、第9条に掲げる再度入札には参加できません。~~

~~【注】第23条の規定は、建設王事の入札契約に適用します。~~